

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十六号

昭和四十八年六月一日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村 佐四郎君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

天野 公義君

内田 常雄君

大久保武雄君

小山西二君

塩崎 潤君

田中 榮一君

八田 貞義君

松永 光君

加藤 清政君

佐野 進君

藤田 高敏君

野間 友一君

松尾 信人君

出席國務大臣

國務大臣 (經濟企画庁長官)

小坂善太郎君

出席政府委員

經濟企画政務次官

橋口 隆君

經濟企画庁総合計画局長

官崎 仁君

特許庁長官

三宅 幸夫君

委員外の出席者

經濟企画庁長官

喜多村治雄君

官房参事官

参考人

田畑新太郎君

参考人

野田 一夫君

参考人 (東京工業大学 林 雄二郎君 教授) 商工委員会調査 藤沼 六郎君 室長

本日の會議に付した案件 総合研究開発機構法案(内閣提出第五七号)

○浦野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、総合研究開発機構法案を議題といたします。

この際、御報告申し上げます。

本案について、去る五月九日の決議に基づき参考人の方から意見を聴取することにいたしました。十九日のいづれも実現を見るに至りませんでしたので、理事各位と協議の上、本日、その意見を聴取することにいたしましたので、さよう御了承願います。

本日、参考人として御出席を願っておりますのは、資源調査委員会田畑新太郎君、日本総合研究所所長野田一夫君及び東京工業大学教授林雄二郎君、以上三名の方であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人各位には、御多用のところ本委員会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、総合研究開発機構法案について審査を行なっておりますが、本日は、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じております。

見をそれぞれ十五分程度に取りまとめ、お述べいただき、次に委員の質疑に対してお答えいただきたいと思います。

まず、田畑参考人にお願いたします。

○田畑参考人 いま御指名がございましたので、参考人として参りまして総合研究開発機構につきましても私の意見を述べさせていただきます。

日本では、政府のいろいろな機構なり大学なりそれから民間なりがそれぞれ世界にひいていろいろ活動をしておられることはわれわれ承知しておるところでございますけれども、日本の一つの大きな問題として私が常に痛感しておりますのは、日本の終身雇用制度によるいろいろな問題の流れが硬直化していること、それから大学の教育制度も長い間の歴史で縦割制度が固定化しております。特に理工系の学科につきましては硬直化がいろいろの意味において最近の進歩となかなか融合し得ない問題が残っておりますこととあります。それから官庁も、あの長い歴史のもとに成り立った官庁制度、これも一つの日本の横のつながり、こういったものについてはある程度問題があるものと考えられます。

そういうようなことで、最近世界でシンクタンクということが非常に大きな問題として取り上げられてまいりましたわけですが、それが日本に於いてどういふような意義を持つのか、これは現在、この日本の社会の過去の発展から考えまして、深く考える必要があると思うわけでございます。ひるがえって、日本の経済なり、あらゆるものは、世界に冠たる発展を遂げておまして、これは高く評価されております。それで、このシンクタンクというものが、日本において現在までそういうような社会的な過程を経てあまり実際の活動を開いていないかどうかというところについて、私はほかの方々と少し違つた意見を

持っております。

特に日本の官庁は、何といつても明治以来非常な人材をかかえておまして、その方々が研究または開発されるいろいろな問題は、海外においては非常に大きなシンクタンクがようやくなされるようになりつぱないろいろな資料、りつぱな構想、考えを打ち出しておると私はこれを非常に重視するものでございます。特に經濟企画庁とか、科学技術庁とか、こういうような直接行政の責任をあまりとらないで、ほんとうのそういう資料の作成といったものを担当している官庁の活動は、ここにおいて非常に高く評価されていいのではないかと。海外の産業がいろいろの政策を進めるにあたりまして、アメリカにおいても、欧州においても、それほど官庁がりつぱな資料を提供してない。しかるに、日本では、經濟問題につきましても、いろいろな資源その他の問題につきましても、日本の官庁機構は非常にりつぱな資料を常に提供している。これが日本經濟發展の大きなバックグラウンドになっていることは、外国人も非常に強く主張しておるところでございます。

そんなことで、私は、本日、資源調査会の委員といたしまして、資源調査会がどのような活動を展開し、かつ、それを土台にしてこの総合研究開発機構がどういふ役割りを果たすべきかということについて、少し考えを述べたいと思つております。

科学技術庁の資源調査会というのは、委員が二十名で構成されております。しかも、これには理工系の方も、医学専攻の方も、人文科学専門の方も集まつておられまして、毎月一回ずついろいろなレポートを検討して、意見交換をします。これは非常にブレンストームを展開しております。したがって、われわれこれに加わるたびに、非常に刺激を受けまして、また発奮して、こういう問題もこれから取り上げなければいけない、あれも取り上げなければいけない、次々と新しい課題が

その場を通じまして頭の中に入っております。

そういうようなことで、現在資源調査会がやっておりますそのいろいろな仕事、調査、その内容は資源問題から水や土地の問題、それから災害問題、それから環境問題と、日本の現在非常に重要な問題にわたっておりますが、これはあくまでわれわれ二十名の委員がそういうブレンスチームを通じて発想し、それに果敢に取り組んでいく、そういう形で進められておるわけでございまして、決して日本の現在必要とするあらゆる問題をここで処理するということにはなっておりません。確かに一つのりっぱな成果は生んでおりますが、それはわれわれの頭の中でひらめきが出たときに、そういった問題が進められるわけでございます。これと同様なことが、他の官庁の機構なり、審議会なりにおいても進められておると思ひますが、ややもすれば、われわれはこういうようなりっぱな成果をわらわいに宝の持ちぐされにする傾向があるのではないかと懸念いたします。

日本で、このような官庁においてまとめられたいろいろな資料は、外国へ出しますとたいへん高く評価される内容でございますけれども、残念ながら、日本では十分に活用されることがきわめてまれでございます。そういう意味におきまして、この日本の官庁におけるいろいろなそういうような成果なり、また民間におけるいろいろなりっぱな資料なり、それぞれの大学におけるいろいろな資料なり、こういったものが常に流通し、そしてそれが一つの目的に向かって常に活用されるというような、一つの流通なり、それをさらに再確認をいたしまして組み合わせをいろいろやりますと、非常に価値の高いものがここに生まれてまいります。

そういうようなことを具体的に進めていくことは、日本に現在最も必要な、要請される一つの問題ではないか。それで、そういうようなことが活発に展開されますと、日本における縦割り社会とか終身雇用制度による硬直化だとか、それから大学における縦割りで大学制度の欠陥なり、すべて

のものが、こういうような頭脳の流通が行なわれますれば、解決していくのではないかと、それが総合研究開発機構に課せられた一つの大きな課題であるように考えられます。

現在、日本の当面するいろいろな問題は、こういうような理工系、それから人文科学すべてを総合したような問題に大きな問題が存在しております。すし、こういうような機構を通じて、縦横十文字にあらゆる日本の頭脳が結集して問題に当たるといふこと自体が、そういう社会のいろいろな障害を乗り越えることにもなりますし、それから人材の養成ということにも大きなつながりを持つと思ひます。

現在われわれは、その縦割りの教育制度のもとに育つてきておりますが、なかなか他の分野の方々と他の分野のいろいろな成果というものを一つの目的を持って討議し、それに頭を結集するという機会に恵まれておりません。しかし、こういうようなことで、広々いろいろな問題を取り上げ、そして他の領域の方々とともに問題に取り組んでいくという過程を通じて、日本のわれわれの頭脳の活動はさらに倍加してまいりますし、そしてその成果は、日本の当面するあらゆる問題につきましても大きな解答を与える根源になるのではないかと考えます。

以上が、私の大体的私見でございます。あとの参考人の方からまいへんりっぱな御意見があると思ひますが、とりあえず私の私見をこれで終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○浦野委員長 次に、野田参考人にお願ひいたします。

○野田参考人 野田でございますが、参考人として私見をいささか述べさせていただきますと思ひます。

今日のわが国のように高度に発達した産業社会を構成してある国では、言うまでもなく、行政も企業も日常の活動をやっていく上において日々解決を迫られる複雑な課題をかかえております。こ

の課題を解決するためには、これも申すまでもなく、その課題の本質を究明したり、あるいはその課題を解決するための方法を検討したり、あるいは案出するための研究調査活動というものが必然的に重い比重を占めてまいります。当然個々の機関というものは、自分の組織の中に有能な調査研究スタッフというものを保持しておりますから、多くのそういった調査研究に關しましては自分のところで処理をするということも可能でございます。ところが、各国の動向を見てみますと、かなりの部分というものを外部の専門家とか、あるいは研究者というものの協力を得て進めていくという傾向が進んでおります。わが国にも、言うまでもなく、大学とか、あるいは大学の付属研究所あるいは官庁とか、企業の付属研究所というものがございまして、そういう機能を果たしてあることも申すまでもございせん。一般に最近日本でシンクタンクというふうに呼ばれている研究機関も、そういった社会的な背景のもとに発達してまいりました。

シンクタンクと一般に呼ばれている研究機関というものが既存の研究機関とどんな点において違っているかといった点は、もうすでに皆さま方委員の方はよく知っておられると思ひますが、大きく分けまして三つくらいの特徴がございます。

一つは、課題解決型の研究をするということでございます。たとえば、大学レベルでの研究は主として研究者の個人的関心というものに起源するような研究、たとえば真理の探求のために自分のペースで自分のやり方でやっていくという研究がございまして、シンクタンクが主として扱っております研究は、外部のそれぞれの機関が解決を迫られてある課題の本質を究明したり、あるいはその方法というものを検討したり案出したりするという意味で課題解決型でございます。

それから二番目に中立性というものがございまして、これはもうもちろん研究というものは中立を迫られているものでございまして、たとえば、企業とかあるいは個々の行政機関には、それぞれの

当面する政策とか、あるいは価値観というものがございますから、その付随研究所の場合には、必ずしもその中立性というものを研究の場合には、必ずしも貫くことがむずかしいという情勢が多く起こっております。そういう意味では、外部で独立している研究機関というものは、個々のクライアントの持つております政策とか、あるいは価値観というものに左右されないで、課題解決に關して十分な役割を中立的に解決していくということは可能であると一般に考えられます。

それから三番目は、一般に日本で学際性という新しいことばになっておりますが、たぶん英語のインターディシプリナリーということばの訳が学際、学問と学問のきわというところば呼ばれておりますけれども、この学際性という点でございまして、複雑な課題を解決するためにはいろいろな分野の専門家というものが横につながって協力して一定期間の間にそれを仕上げなければならぬという点がございまして。

こういう三つの特性を持った研究所というものの活動が先進国においてはだんだん目立ってまいりました。わが国でも、ここ数年來その種の目的を持つて設立された研究機関が目立っております。私が所長をしております財団法人日本総合研究所もその一つでございます。そういった機関があるならば総合研究開発機構といったものはどういう関係に立つのか、私自身もたいへん興味を持ってその法案を読ましていただきまして、この法案が非常にシンクタンクの実態というものをも踏まえてつくられているというふうに感じました。

まず、その種の機関というものは、たとえば自然科学系の多くの研究所のように膨大な研究施設とか設備を持つ必要がございせん、主としてそこを構成する資産は人間でございまして、人間の頭でございまして、一般にシンクタンクということばは非常にうまくできてゐるのかもしれない。シンクタンクというものは、規模の利益というものがあまり必要でございせんし、ま

た、規模の利益が実現するような研究機関ではございせんから、多くの場合には十名以内から数十名あればかなりの研究をしていくことができます。しかし、非常に問題なのは、非常な専門家というものをたくさんかかっている場合には、その専門家というものの常時、一年間研究意欲を燃え立たせるような研究課題がいつもその研究所にくるかどうかがということが非常に問題になります。

それからもう一つは、その種の研究機関が大きなものから生まれてまいります。そうしますと、管理業務というものが災いされることによって、本来やるべき研究活動というものが阻害されるという面も起こってまいります。そういう意味では、研究所としては、規模の利益というものをさほど必要としませんし、また、規模が大きくなることによってむしろマイナス面が目立つという面があります。

しかし、他方考えてみますと、多くの研究課題の中には、一般にナショナルプロジェクトと呼ばれているように非常に大きな仕事がございます。と、遺憾ながら十名以内とか、あるいは数十名という人員を擁する研究所ではきわめて大きな課題になることもございます。そうしますと、個々の研究機関というものが横につながって大きな仕事と取り組むという場合には、どうしてもそれを調整するような機能が必要になってまいります。が、おそらく総合研究開発機構がねらっている目的の一つは、既存の研究機関というものを、たとえば委託研究の形ないし助成という形で育成し、また発展させていくという目的のほか、非常に大きな課題の場合には、それを横に連ねる調整者の役割も果たすというねらいを持っておられます。

それから、シンクタンクと呼ばれているような研究所にとって非常に必要なものは、高度の分野の専門家であるよりは、個々の専門家というものを横につなぐ一般にプロジェクトマネージャーといわれているような人々の養成が必要でござい

ますが、個々の機関は自分の課題をかかえておりますから、実はそういったプロジェクトマネージャーを組織的に養成していくということが非常にむずかしいことになります。また、個々の機関は個々の機関の課題をかかえて活動をしておりまして、個々の機関の中にある研究者同士が外部の同種機関の研究者との間に交流をすることも非常にむずかしいになります。こういったかなりこまかい点に至るまでこの法案は配慮をめぐらしてありまして、そういう意味で、私自身は、この種の総合研究開発機構というものができることによって既存のシンクタンクとの関係に非常にいい補完的な役割りを果たされるというふうな感じを持っております。

また、私自身が感じますのは、この種の機関というものができるといことは、たとえば相当額の予算を持つわけでございまして、予算を持つということは一つの力でございます。そうしますと、当然その総合研究開発機構の活動にあやかれる機関とあやかれない機関とが生まれてくると思えます。あやかれない機関のうちのかなりの部分は、あやかれる資格要件がないという意味では、おそらくその機関のクレームというものは取り上げる必要がないかもしれませんが、場合によっては、あやかれる資格要件があつても何らかの理由であやかれないというようなことが起こってくるかもしれません。そういう意味では、少なくとも官民共同してでき上がります非常に大きな総合研究開発機構というものが所期の目的をきわめて効果的に達成するよう関係者が非常になめらかな運営をしてくださることを私としては念願いたします。

以上、参考人としての意見を述べましたが、後ほど足りない点は質問によってお答えさせていただきます。だいと思ひます。

○蒲野委員長 次に、林参考人をお願いいたします。

○林参考人 林でございます。いきなり私個人のことを申し上げてちよつと恐縮

なんですけれども、私はことし五十七歳になります。この五十七歳になるまでいろいろな経験をしてみたいけれども、私の前半生は、行政官としてかなりの年月にわたって行政的な仕事をやってまいりました。それから引き続きまして今度は東京工業大学という大学で、大学人として現在数年をすてにけみしたわけであります。そして今日、かたわら財団法人の未来工学研究所という一つのシンクタンクの所長も兼ねてやっておるわけでありまして、そういうようなことで、個人の経験に照らし合わせましていろいろのこととを感じるわけでありまして、さらにその間、アメリカのある大学で客員教授としてしばらく滞在いたしました。アメリカの教育並びに研究ということの実態を身近に感じることでもございまして。

そうした私の体験をベースにいたしましたいろいろ感ずることがあるわけでありまして、ただいままで田畑さん、野田さんが言われましたように、現在これは日本だけではありませんが、世界じゅう、特に工業国であればよいそうでありまして、けれども、いろいろなやっかいな問題が次々に起こっております。

いまよく工業化社会から情報化社会に入りつつあるんだということをいわれますけれども、確かに、世界的な第二の産業革命といえますか、非常に社会変革の過程にあることは事実であらうと思ひます。日本はその中で、最もその渦の最先端に立っているというところ、これまた事実であらうと思ひます。つまり新しい変化が次々と起こってまいります。そしてその新しい変化というのは、いずれいまままでの経験ではなかなか律しきれないといひます。しかも、その変化の規模といひますと、見当のつかないようなことも含んでおりまして、しかも、その変化の規模といひますと、非常に大きなものばかりではありませんが、非常に大きな規模で影響を与えるような非常な大きな変化がいろいろ起こっております。たと

えて申しますと、公害の問題等がそれでございまして、そのほかにも、数えあげていけば私たちの周囲にいろいろなことが起こっております。そういうようないろいろな問題が起こっております。ります場合には、評論家の人たちはそれをいかに人ごとのようにいろいろ言うわけでありまして、しかし、それをただ評論しているだけでは何にもならないのでありまして、問題が起こりますと、その問題をとにかく解決していかねばならぬわけですね。その問題によってとにかく非常に苦しむ人が出てきたり、あるいはもっと端的に申しますと、いろいろな意味での犠牲者が出てくる。それをそのまま済ましておくわけにはいかないわけでありまして、いま野田さんが言われましたように、問題解決型ということばがございましたけれども、とにかくいろいろな問題が起こってまいりますと、その問題を具体的に解決していかねばならぬ。しかも、その解決は、いわゆる対症療法的といひます。か、応急処置でいろいろな処置をするということも場合によっては必要でありまして、問題の根源にまで立ち入りまして、どうしてそういう変化が起こってくるのか、その因果関係を的確に見きわめまして、そしてその原因に対して適切な処置をするというようにすることがどうしても必要になってまいります。

確かに、先ほど田畑さんもおっしゃいましたように、日本の行政機関といひますのは、そういう点では世界的にも非常にすぐれたプレーンを持っておりまして、そういう調査研究能力という点でも私はたいへんすぐれた能力を持っていると思ひます。けれども、しかし何と申しましても、行政機関はやはり日々の行政といひますものと取り組まなければならぬ。それは当然のことでありまして、そういったしますと、どうしても問題が大きければ大きいほどその根源に立ち返って、その因果関係を冷静に分析いたしまして、そして病理学的な処置をするというところまでは、幾らそういう意欲があつても、なかなか現実問題として手が及ばな

ということがあるのは当然であります。

そこで一方、今度は研究の場といたしましては大学がたぐさんございます。これも先ほど来お二人の参考人の方が言われましたように、日本には、個々の専門領域では優に世界的な水準の頭脳と腕の持ち主といえますか、そういうすぐれた研究者、学者がたぐさんおられます。そういう方が、いままでは、多くは大学、それから既存の研究等におられたわけですね。ところが、そういう既存の研究の場では、インターディシプリナリーということばがこのシンクタンクでよく出てまいります。野田さんはそれを学際ということばで表現されました。いろいろな専門分野を越えて一つの共同の場をつくる、そういうことになりまして、いろいろな点でどうも不都合なことがあるという出てまいります。

たとえて申しますと、大学における講座制、これは古い伝統を持っておりまして、いわゆる縦割りというものができておるのですが、そこでそういう講座制のワケを越えまして、一つのインターディシプリナリーなチームをつくらうということになります。いろいろな制度的にもむずかしいこととありますが、長年そういう講座制の中でずっとやってまいりました研究者には、研究者自身のマインドといたしまして、なかなか自分の土俵の外に出たがらないというような習性もございます。

ここで、ことばの意味をくどくど申し上げるまでもないのですが、インターディシプリナリー、ディシプリンというのはいろいろな専門領域ということですが、そこにインターということばがついております。そのインターというのは、そこにいろいろな異なった専門領域があるということと前提にしておるわけでありまして、したがって、いろいろな異なった専門領域の人が異なった専門、つまりいろいろな異なった土俵があるわけですが、その異なった土俵から出て、そして新しい土俵をつくらうというわけなんです。ところが、その場合に、どうも従来のそういう縦割りの社会で

ありますと、それぞれの土俵の中から犬の遠ぼえみたいないろいろなことを言う、あるいは茶飲み話的なことで、専門領域を越えていろいろな意見を交換することがありますけれども、さてその専門領域をそれぞれ出て、そして新しい土俵をつくって、その土俵の中で新しいいろいろな問題を解決していこう、つまりそのために実際の研究をそこでチームを組んでやっていこうということになります。どうもそのものと土俵が気になるといいます。そういう傾向が強くなりまして、足のつま先ぐらいはちよつと土俵を出ますけれども、本格的に土俵をおりて新しい土俵をつくるということになります。なかなか懐病になってしまふ、こういう傾向があるわけでありまして。

一方、大学だけではありませんで、既存の研究所もたぐさんございます。それから最近では、そういうシンクタンクといわれるような、最初から総合的なインターディシプリナリーな研究をやることを目標にいたしまして問題解決のための方策を見出す、そういうことをやっている研究所もだんだん出てきております。そういうところではいろいろな問題解決のための研究をやっています。私自身も若干そういう経験があるわけですが、非常に痛感いたしますことは、最近非常な勢いで技術革新が進んで、この技術革新の結果いろいろな新しい物質が出る、いろいろな新しい機械が発明される、いろいろな新しいシステムが設計される、そういうことが次々と起こってくるわけですが、そういう新しいもの——ものという少しおかしいのですが、いろいろな新しい物質であるとか、機械であるとか、システムであるとか、そういうものを含めましてそういう新しいものを、それをひくるめましてハードウェアというこばを使いますと、そういういろいろな新しいハードウェアがつくられる。新しいものがつくられるのですが、その新しいものが結局は社会の中で使われるわけでありまして。ところが一方、社会の中にはいろいろな価値観を持った人間がおります。そこで、これは価値の多元化ということがしきりにいわれますが、とに

かいろいろな価値観を持った人間がおるわけでありまして。したがって、人間の欲求なりニーズなりもそれだけ非常に多様化しておるわけですね。もとよりそういう人間の欲求やニーズに基づいて技術革新がいろいろな新しいものをつくり出すわけなんですけれども、しかし、そのつくり出された機械にしろ装置にしろ、そういうようなものを、皆さんの価値観を持った人が一ぱい集まって共同生活をしておる社会の中で実際に使っていくということになります。結果的には、ある人にとってはたいへんありがたいことだけれども、ある人にとってはそうでもない、また、ある人にとっては逆にとんでもないものが出てきたといつてそれを敵視するといふような、そういう非常にごちゃごちゃしたことが起こってくるわけでありまして。

そこで、そういう場合に、非常に多様化した価値観によく対応して、そしてそれぞれの人のいうまうマツチするような、そういう使われ方、そういういろいろなことはなないものだろうかということを考えてみますと、それはなないことではないと思うのですけれども、そのためには結局多元化した価値観の実態というものはどういふものであるのか、それと、われわれがつくり出してきたいろいろなハードウェアと私さつき申しましたけれども、それとの結びつきをどういふふうにするのか、これはよほど立ち入った研究、勉強をいたしませんと、なかなかおそれと答えが出てまいりません。私は、そういうような新しい研究領域を社会的なソフトウェアというふうな言い方をするのですが、コンピュータの場合に、コンピュータの機械の実体は、機械でありますからハードウェアですね。ところが、それを使いこなす利用技術、それをソフトウェアと言っております。つまり、ソフトウェアが非常にうまく開発されまじと、せっかく大きなコンピュータを買ったはいいいけれども、宝の持ちぐされになる、これは御承知のとおりであります。同じように、次々と新しい機械を私たちがつくり出す、たとえば新しいジェット機を開発する、そのジェット機を開発しても、

それをうまく運転する、その運転の方法をうまく会得いたしませんと何にもならない。これは要するにソフトウェアであります。

ところが、それだけではならないのでありまして、それを今度社会の場でうまく使いこなすためにはいろいろなことが要ります。まず第一に、どういふようなダイヤの編成で、どういふネットワークで運転させたいのか、あるいは飛行場をつくるときにその住民のニーズとどういふふうに組み合わせたいのか、あるいは飛行機の性能として、いい性能はむろん言うまでもないのですが、同時に起こってくるやつかいな、たとえば非常に騒音であるとか排気ガスの問題とか、いろいろなそういうようなことをどういふふうに解決していったらいいのか、そういうようなことがいろいろあるわけですね。そういうようなことをひくるめまして社会の場の中でそれを最も理想的な形でうまく使いこなす、そういうことのための新しい学問、研究というものが必要になってまいります。そういうようなことを私は社会的なソフトウェアをつくるんだというふうな言い方をするわけですが、そのためには、さらに基本的な学問というものが非常に必要になってまいります。それを一口でソフトウェアというこばで表現しておりますが、そういうことになってまいりますと、このソフトウェア自身、非常にすぐれているものの中での研究分野を離れて新しい土俵と、そうなりますと、どうも既存の研究所ではいろいろとうまくないことが起こってきます。

さて、そこでシンクタンクというものがそういう興望にこたえていまいろいろできつつあるわけでありまして、この場合に二つの方策があると私は思います。たまたまこの総合研究開発機構の法案ではどういふことをやるのかというところを讀んでみますと、そこにいみじくもうまく表現してございまして、たとえばこれが総合研究開発機構であったといたします。そうすると、これは、上、下という表現するのはほんとうは穏当でないの

ですけれども、便宜的にそういう表現をお許しいただきたいと思うのですが、この上に——この上というのはあまりこだわらないでいただきたいと思うのですが、この上に、各行政官庁あるいは会社でもよろしいと思います。行政でもよろしいし、企業の活動でもよろしいのですが、実際にいろいろな事業を日々やっている、そういう機関といえますか、組織体があります。それはそれぞれ研究所を持っておりますし、それぞれそこにプレインを持っていかれるかもしれないのですが、とにかくそういうのがあつた。一方今度はこの下に、それぞれの研究所であるとか、あるいはシンクタンクがたぐさんあります。そういう関係を考へてみました場合に、いままでは、たとえば企業がその研究所に研究を委託する、あるいは行政機関が直接いろいろなシンクタンクに研究を委託する、こういうことをやっておるわけです。むしろそれも一つの方法として、これから先も大いに必要であつたと私は思います。

ところが、実際に問題を解決するためにいろいろな研究をやつていくことになりまして、つまりそういう注文主に応じて研究をやつていきますと、問題を解決する過程で、注文主とは関係のない、つまりお隣の、直接それを注文しなかつた組織体なんです、その仕事に非常にかかわり合ひのあるような、そういうようなことも言わなければならぬということもいろいろ出てくるわけです。つまり、それほど問題が非常に複雑にからみ合つておりました、問題が根が深いわけですね。そこで、そういうような非常に広い問題になつてまいりますので、ここに総合研究開発機構のような、何かそういうボディがでるといいたしますと、そこに全部問題をほうり込みまして、そこで今度は総合研究開発機構でいろいろ問題ごとにオリエンテーションをしまして、そしてそれぞれの問題ごとに非常に平仄の合つた一つの課題としてそれを整理し直す、そしてその課題として整理し直したものを、それぞれの研究所あるいはそれぞれのシンクタンクはそれぞれのえつて持つて

おりまして、それぞれにその得意な分野を持つていなければなりませんから、その最も得意とするシンクタンクなり研究所にそのある課題を委託するといふような形にいたしますと、その委託を受けた研究所なりシンクタンクなりは、直接それがどこの組織体から来ているのかということはいくからない。そうすると、最初から迎合するようなことを考へたりといふようなことなしに、きわめて厳正中立的な立場で問題解決の答えを出すことができます。そしてそれをこの機構にほうり込む、それを今度はまたその機構でそれぞれの親元に編成し直して答えるといふような形にいたしますと、問題解決の処方といひまして非常に中立的でしかも正しい答えができるのではないかと、

場合によつては、それが親元の委託主に返つたときには、委託主にとってははなはだ耳の痛い答えになつてくるかもしれません。それが最初から直接でありますと、やはり人情で、あまり耳の痛いことは言いたくないといふようなことになつて、結局正しくない答えになるということもありません。けれども、そういうフィルターが途中にありますと、たいへん正しい答えが出て、しかも研究が非常にしやすくなるのではないかと。一方それは、ものによりまして、いままでと同じようにそれぞれの委託主が直接委託をする、そのほうがいいものもむろんありますから、すべてそれに一元化する必要は毛頭ないと思います。しかし、少なくともそういう二つの道といふのが日本にとつて非常に必要ではないかといふことを私は自分の体験を通じて非常に感ずるものでございます。

いまのところは、そういういま申し上げました、途中でいろいろな注文を受けてそれをオリエンテーションしてそれぞれのシンクタンクに再委託する、そういうような機構がございませぬので、どうもその間いろいろな点で答えが中途はんばになつてきたり、あるいは途中で妙な遠慮をしてしまつたり、そういうようなことがあるおそれがあるわけでありまして、したがひまして、そういう二本立てでやつていけるかといふことになりまして

と、私は、問題解決のために、従来のような単なる対症療法的な解決の答えだけではなくて、かなり問題の根源にさかのぼる抜本的な答えといふものを期待することができるとはならないだろうか、そういうふうにか考へるわけでありまして。

以上、いままで私の個人的な体験を通じて感じてきたことを申し上げまして、あと何か御質問があらうと思ひますので、その御質問に応じてまたお答えをさせていただきますと存じます。どうも失礼いたしました。

○浦野委員長 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○浦野委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。板川正吾君。

○板川委員 参考人の林先生と野田さんに伺いたのですが、この機関の中立性あるいは自主性といふことを非常に強調されておりました。この法案の第一条の目的の中に「自主的な立場」といふことをうたつておられますし、また、二十五条の中でも「国は、機構の事業に關しその自主性を尊重せよ、さういふことで法律的にも機関の自主性といふものを強調しておると思ひます。

実はわれわれがこの機構で不安に思ふのは、一応法律の中にこつた自主性といふものをうたわれていながら、はたして政府がこれを守り得るかどうか、こつた自主性に一まつの不安を持つておるのではありません。この点に対してひとつ御意見を伺いたしたいと思います。

それから第二点は、本機構の出資のあり方でありまして、自主性、中立性と関連いたしておりますが、半官半民といふ機構、これは政府が半額出し、政府以外のものから半額を出す。それは、半額は主として民間企業あるいは地方自治体もあるだろう、こつたいわれておるのでありますが、この半官半民的な出資のあり方が最善だろうかどうか。こ

れもやつてみなければならぬといふ気持ちもあるわけですが、この半官半民で、たとえば将来この機構が大きくなつた場合に、運用上いろいろ問題も出てくるのじやないだろうか。研究者、職員の待遇、さういふものから問題も出てくるのじやないだろうか。あるいは将来はいつそのこと公立でやつたほうが、国立の機関としてやつたほうがいいんじゃないだろうか、あるいは逆に民間でやつたほうがいいんじゃないだろうか、こつたこつたこつた意見も出てくるのじやないだろうかと思ひますが、この出資のあり方について御意見を承りたいと思ひます。

それから三番目は、これは参考人のどなたでもつてこつたのですが、どなたにも御意見を承りたいと思ひます。

この発起人の選り方です。実は発起人がこの機構の骨組みをきめるんだらうと思ひます。この発起人の選り方いかんによつては、いわば鬼つ子にもなりますし、あるいはこの機構が目的とする方向に正しく育つ可能性もあるわけでありまして、発起人の選り方といふのが実は重要なところだといつて、これは政府が任命する、選ぶ、あるいは推薦するといふことではございせんが、実質的に発起人にはたして中立性、自主性を持った人を選り出せるかどうか。この発起人会が定款をきめまして、定款によつてこの機構の運営といふものがほとんど規制をされるわけでありまして、この発起人の選り方といふのが、実はこの機構の将来にとつて非常に重要であらうと思ひます。この点に對して御意見を承つておきたいと思ひます。

それから第四点は、第三点ですが、機構は、一を限るといふふうになつております。一つを限つてこの機構はつくられる。これはまあ全国的な頭腦を集約するといふことでありますから一つを限るのであります。しかし、これは東京に置くだらうと思ひます。しかし、やはり全国の学者あるいは研究者、こつたこつたこつたの協力を得るためには、たとへば関西地方に支所的なものを、あるいは関西ばかりでなくて、中部にも九州にも北海道にも

ということになるかと思いますが、研究者が集まって研究しやすい体制をとるためには、東京に一つに限るということは不便じゃないだろうかという感じがいたします。この点に対して御意見を承りたいと思います。

それからもう一つは、実はこの機構の中に研究員というのがないのです。二十二条で職員ということになっておりまして、職員はどのくらいいるのかといったら、五年後に二十人か二十二、三人だ、こう言われておるのです。野田参考人の御意見でも、シンクタンクというのはあまりでかいのじゃないほうがいいんだというのですが、総合的なシンクタンクとして五年後に二十二、三人程度の職員で、研究員も含まれるそうでありまして、こういう程度の規模で、はたしてこの機構の役割りが果たせるかどうか。規模の利益はないとおっしゃれますが、民間のシンクタンクでも、林さんのところや野田さんのところでは比較的人数が少なく、少数精鋭主義のようですが、わりあい多いところもありまして、外国の例を見ますと非常に多い人数をかかえておりますが、この五年後に二十二、三人という程度で、はたして機能を果たし得るかどうか。

こういう六点左右について、ひとつ皆さんから御意見を順次伺ってみたいと思います。

○野田参考人 私が御指名を受けました第一、第二の点、第六の点についてお答えさせていただきます。

この種の機関の自主性というものを何らかの形で曲げようとする政府が生まれてくるとは自分は考えませんが、仮定の話として、そういうものが生まれてきた場合に、一番大事なことは、すでにでき上がった研究機関が十分に自主的な力を持つことだと思っております。それは財務的にもまた社会的評価の点でも、しっかりと自主的な力を持っているというところは、政府であろうと他の権力であろうと、そういうものに対してみずからの理念を貫く最上の道だと思っております。

そこで、第六の点と関連がございますが、では

大きいものは非常に自主的で力を持つということ、必ずしもそうではございません。大きいものは大きいものを運営するためにそれなりの苦勞というものがございまして、大きいものだからといって、自主的であり、また自主的な理念を貫けるとは思いません。私として考えますことは、この種の機構というものは、他の種類の機関とは非常に違つた組織の運営が必要だということなんです。

私は、その五年後二十名の職員ということに全然同っておりませんが、たいへん感銘を受けました。持つておられます予算からしますとあまりにも少ない職員だと思ひますが、たぶん器は大きくして人を少なくしようという非常に新しい運営の方法であると思ひます。たとえば、製造業で、ある会社を興そうとする場合に、製造業が相当な設備を持つてゐる場合には、器を大きくして人を少なくするということが理想であつてもそれは不可能だと思ひますが、この種の機関でございまして、その目的の中に、たとえば施設の提供というものがございまして、他人に提供できるような施設を持つてゐるというのとは相当な器だ。したがって、大きな器を持つてゐながら少数の人間でその運営をしていく、非常に多くの予算を持ちながら、多くの人間がその予算を日常の費用として使わないで、他の研究機関を助成したり、また委託その他の形で実施していくことに使っていく。それが成果があるにつれて、その機関は、たとえ保有する人間の数は少なくとも十二分の社会的評価、つまり多くの社会の人々によつて支持された機関になっていくでしょう。その場合には、かりに強力な権力というものがその研究所の理念を曲げるような圧力をかけても、その機関というものはみずからの理念を多くの人々のささげによつて貫くことができるというふうに信じております。

それから最後に第二番目の点でございますが、私はやはり半官半民が一番いいと考えます。全部官でおやりになる場合には、おそらく民間の研究機関との関係がいまこの法案でうたつてゐるような趣旨のものとはならないと思ひますし、それが

ら全部民間でやる場合には同じように、おそらく民間のそれぞれの機関と、非常に強大な予算を持つ民間出資のシンクタンクとの間の関係は五分と五分のものにはならないだろう。そういう意味では、この機関というものは、さつき林先生がたいへん慎重な言い方で上下関係にこだわるなどおっしゃいましたが、もしも総合研究開発機構と外部のシンクタンク並びに民間研究機関の関係が上下関係になれば、もうこの機関の趣旨は徹底できない。一番重要なことは、古いことばを使ひますと、天はみずから助くる者を助けてございまして、この総合開発機構の予算に依存しなければ維持、発展できないような機関は絶対に助けないことです。

それが私は鉄則だと思ひます。この機関の自主性というものは、大きな器に少数の人間がほんとうにその機構の目的、理念というものを實現するために努力する、そしてほんとうにその理念に沿つて助くべきものに關しては非常に積極的にそれを助け、助けがいのないものは断然それを切つていくという運営の實現がもし可能ならば、この種の機関はわが国にとつて非常に重要な役割りを果たすであらうと思ひます。

○林参考人 ただいまの御質問にお答えいたしましたと思ひます。

まず最初の自主性、中立性の問題ですが、野田さんが言われましたことで私が同感しておりますことはもうここで繰り返しません。これはたいへん重要なことでございまして、その点は私、個人的にも非常に關心のあるところなのですが、その自主性、中立性というものを名実ともに守るための一つの方策といたしましては、研究の成果を公開するという原則としてうたつたらどうかと思ひます。そういったと、まあそういうことは予想したくありませんけれども、かりに何か非常におかしいことであらば当然社会的な審判を受けまして、また、それによつて研究者は非常に社会参加意識というものをわき立たせられるでございまして、おのずから研究者自身も、一

部の利益をということではない気持ちになつてくると思ひますね。

それともう一つは、これはやり方が非常にむずかしいのですけれども、まあこれもことばとしてあまりよくないのですけれども、日本語で監査といひましようか、そういうようなことを行なう必要があるかもしれないと思ひます。ただ、この監査というので注意しなければなりませんのは、これは英語ではリサーチ・マネージメントあるいはリサーチ・オン・リサーチとかいうようなことがございまして、要するに、研究監査ということがアメリカのシンクタンクなんかではよく行なわれておるのです。ところが、日本で監査といひますと、どうも金を何かむだ使ひしてやしないかと、そういう業務的な監査はこれはもうどこでもやるのですけれども、ただ研究監査ということになりまして、どうもそれが十分行なわれていない。それは無理もないのでありまして、そのほんとうのリサーチ・マネージメントをやろうというところになりますと、その監査をする人自身がかなり高度の知識を持ち、研究そのものに対して理解力を持つておられませんかといひないわけでありまして、ところが、そういうような人は、監査するよりも自分が研究したいという人が出てくるものですか、なかなか人材を得られないということなんです。それから、ほんとうの正しい意味での研究監査といふものをやつていけば、いまの自主性、中立性といふことは結果としては保てるのではないかとと思ひます。

それから二番目の、この出資のあり方でございますが、これは私は、やはり半官半民でもいいのではなくて、半官半民のほうがいいと思ひます。と申しますのは、今日純粹の企業体でも、公害の問題等に関連いたしまして企業の社会的責任とかいふことがいろいろいわれておるわけですが、企業自体としてそういうようなことをほんとうはやりたいたいのだけれども、そこまで手が回らないといふことで、やりたくてやれないといふよ

うなことが私はたくさんあると思うのです。そういうようなことから、そういう純粋の企業体が民間のシンクタンクにいろいろな事業を委託するといふようなケースもぼつぼつ出てきておりますけれども、御自分のところに研究所がありまして、それでなくて、ほかのシンクタンクに委託するというケースがぼつぼつ出てきております。これからますます企業から発生している問題だけれども、しかし企業だけではなかなかやる余裕がないというような問題が広がっていくと思います。そういうことのために、私はむしろ企業体の経営者の方なんかも、こういうのができた場合には非常に歓迎されるのではないだろうかという気がいたします。これは私がそんなことを言うのは少し僥越かもしれませんが、私はそういう感じがいたします。

それから発起人の選び方、これも先ほどのリサーチマネージメントと同じように、結局は人の問題でありますから、そういう人がいなければ話にならないのでありますが、確かにとおっしゃるとおり、これはたいへんむずかしいと思います。特にこの場合に私は非常に注意しなければならぬのは、従来の役所がうしろだてになってつくり出したいろいろな機関というのは、とかく天下りというものがよく問題になりますけれども、そういうようなことで本来研究というような点からはどうもあまり適当ではないというような方が、そのかわりなお張り意識だけはいへん強烈で、そういう方が集まってきて自分の植民地をここでつくるのだという意識だけでやられたら、これはたまたものではないのでありますから、それはそういうことがないように、最初から、もう発起人の段階から私はその点が非常に重要な点だと思っております。

このことは、あとの職員のこととも関連するものであります。私、先ほど非常に舌足らずな御説明をいたしましたけれども、この総合研究開発機構というものがあって、そこにいろいろな委託がはうり込まれて、そこでオリエンテーションをし

ていろいろな課題ごとに再委託をするというようなかケースを一つの例として申し上げましたが、その場合に、この機構自体のオリエンテーションをするときの、何と言いましようか、実力と言いましようか、これがやはり非常に問題になるのであります。そのために私はただ単にトンネルで右から左に、どこそこからこういうのが来たからあなたのところどうですか、これならだれでもできるわけです。そうではなくて、それをほんとうに各省の問題を全部同じ器の中に入れて、これを全部ごちゃごちゃにして問題を編成し直しまして、そして一つの脈絡一貫した課題にずっと整理し直して、研究しやすいような形にして再委託をするというこのためには、この機構そのものがかなりそういう高度の知識と能力を持った文字どおりその機構自体がシンクタンクになっていないと私はできないと思います。そのために人数が百人も二百人もある必要はないと思うので、この点、五年後二十人というのは、私もきょう初めて伺ったのですけれども、たいへんけっこうだと思っております。そのかわりに、それは非常に一人一人がそういう知識と能力を十分わきまえた方で、そして最初の御質問のように、自主性、中立性を侵さずにかもそのオリエンテーションがきちんとできるということであるためには、むしろそれぐらいの人のほうがいいのではないかと、そのかわり一人一人が非常に精鋭であることを要求されると思っております。

それから、この東京に一つでいいかどうかという点は、これは私自身もまだはっきり何とも申し上げられませんが、あるいは幾つかの支部を持ったほうがいいかもしれないと思ひますし、この点は、私自身まだちょっとはつきり考えがまとまりませんが、しかし、少なくともこういうことだけは言えると思うのです。これが非常にへんびな片いなかにいくというところは避けるべきではないかと思ひます。というのは、やはり情報化社会におきましては、情報の集中、それから情報の管理とございますか、その一番の中心はやはり東京でござ

いますし、したがって、これはあとうべくんば東京のまん中に置かるべきではないかというのが私の感想でございます。

○田畑参事人 いまの御質問の中に、職員をどういうぐあいにすべきかという点がございましたが、私は、こういう総合的な一つの仕事をとりまとめていくところの職員は、できるだけ半官半民というところで、官も民も協力するということとが一つの土台になっておりますが、そういうようなところから選ばれた若い人が出向する制度、これは日本では終身雇用制度という形でもって非常にみんな安定しまして、他の領域になかなか出ていかない。そのために、せっかくの素質があるながら、そういう新しい分野に頭を費やすことがないのが一つの日本のしきたりでございますが、こういうような非常に総合的な新しい分野へ取り組む一つの場に、方々の社会でもって育ってきた、また、そういうバックグラウンドのある方々の中から選ばれた人が入っていく、そうすれば、その職場そのものが非常に活気のある体制になりますし、また、林さんからも話がありました、アセスメントとか、そういう問題も非常にむずかしいのですが、やはりそこには、職員の中にそういうようなアセスメント全体もある程度考え得る実力を持たなければいけません。そういうようなことからいまして、出向の体制というものが好ましいのではないかと痛感いたします。実は私のいまやっております仕事は日本鉄鋼協会というもので、それを運営しておりますが、各社から五名若い人が二年間ずつ出向して、そしていろいろな各種の委員会運営をその若い人たちが責任をもつて進めております。こういう人たちは、自分たちの会社、職場でもって全然経験しなかつた分野に突然舞い込んで、たいへんえらい方々と毎日接触することになるわけですが、決して見劣りのするような仕事をいたしませんし、そういう人たちによって非常にいろいろな委員会の活動が新しい分野へとどんどん拡大していくことが確認されております。かつ、そういうような人が再び会社に

帰りました非常に有能な活動をするなり、それからまた、世界的な大きなつながりのある仕事など勇氣をもって取り組み得るといふ好ましい現象が生まれております。こういうような新しい制度が生まれることによりまして、その制度そのものが非常に活発に動くこと、それにはやはり人材をいかにしてそこに結集するか、その方法がまず第一でございますが、各方面からそういうような出向とか、短期間でもいいからどんな人か流通していくという考え方を取り入れられると非常にいいのではないかと考えます。

○板川委員 実はこの法案の審議をしておりまして、私もどうもこういう点は苦手なものでありますからよくわからないで困っております。多少理解も参事人と違ふんですね。たとえばいまの職員の問題でも、研究員と、よそから出向してきている人は一応職員の中に入る、こういう考え方をこの法案の中で立案者は考えておるのです。ですから、そうしますと、よそから他の民間会社なりあるいは国の機関なりの研究者が入ってくると職員になります。それで、そういう者を合せて二十人か二十二、三人だということですね。だから、少数精鋭主義もいいたければ、はたしてそういうようなことでこの機能が果たせるのだろうか、これは神さまに近いような万能の人でも集まってくる、そういう仕事でも右から左にオリエンテーションをして、これはどこその研究所へ委託しろ、こういうふうなことがその程度の人数でできるのだろうかという気持ちがあるのです。実はわがからいのです。そうして職員であれば、これは公務員としての一つの義務を負いますし、あるいは公務員としての罰則を受ける、こういう形になっておりますから、そういう点で、参事人の皆さんがどういふ説明を受けたかは別として、どうも経済企画庁、立案者のほうではそういう趣旨のことを言っておるのですが、それでも、その点について問題はないだろう、こういうふうにお考えなんですか。どなたでもけっこうです。

○野田参事人 私がさっき二十人ということ考

えました頭の中では、出向所員はそこに入らないというふうに考えておりました。

それから、目的の中に施設の提供というのは、ある大きなプロジェクトがあった場合に、いろいろな研究所から人を間引いてきて、一定期間内そこで一定の研究に従事させる。その場合は、スペースは提供するけれども、人はその出向所員でほとんどまかなわれる。ただ、たとえば事務局の機能とか、あるいは願わしいのは、その二十人の中には非常に卓越したプロジェクトマネージャーが何人かいるということだと思ふのです。この非常に卓越したプロジェクトマネージャーというのは、どこの国でも非常に少ないわけです。研究者はかなり資源として豊富でございますけれども、プロジェクトマネージャーというのはなかなかその資源として希少的である。研究者自身を組織的に訓練し育成していくことはかなり可能ですが、プロジェクトマネージャーというものは、おそらく資質の点もありまして、経験もありまして、うから、なかなか育てていくことができないわけです。そういう意味では、職員二十人の中にかりに五名なら五名非常に卓越したプロジェクトマネージャーがいれば、その研究所は、非常に少ない人間で非常に大きな仕事をやっていくことができるというふうに考えるわけです。

それから施設というものは、大きくなければなるほど運営、管理のための人間というものが必要になってまいりますし、予算もふえればふえるほど経理その他の処理に相当な人間というものを必要としますから、私が考えます二十人というのは、いわゆる専任の職員、研究員を含む職員でございまして、出向所員というものは含まないというふうにまず理解しております。

それから、その膨大な予算というものを、また、膨大な施設を持った研究所というものを二十人余りの人間で運営できるかという御質問にしましては、私の経験ではできると思いますが、それは普通の人間ではだめなんです。やはりおそろくそれを立案し運営なさることは、

それなりの腹づもりをお持ちになってそうおっしゃったのだろと思ひます。私は可能だと思ひます。

○林参考人 私もちよつと関連してお答えさせていただきます。これも私の経験から申し上げるのでありますけれども、そういう職員の構成といまして、いわゆる専任の職員とそれから出向の職員とがほぼ半々で構成されるというのが私は一番理想的なような気がいたします。先ほど田畑さんがおっしゃいましたように、確かに出向で来られる方というのは、それなりに非常にフレッシュな、つまりよそから風が吹き込むわけですから、マンネリズムにならなくて、そういう点では非常にいい刺激になるのですけれども、同時に今度は、出向の方は、いろいろなことをずっと続いてやるということはどうもできない。人がかわりますから。そこで、どうもその点がちよつと難点があるわけです。したがって、これは相互に刺激し合うという意味で、専任の職員も、しよつちゅう外からの風に当たってありますと一生懸命勉強する、ついあぐらかいていいるひまがなくなるといふ点で、私は大体半々がいいと思ひます。そして野田さんがいま言われましたように、実は私が二十人と伺いましたときに直観的に私の頭の中に浮かびましたのは、この二十人の中には出向がないで、いわゆる専任の職員が二十人、ですから、いま半々ということになりますと、それと同じくらしい出向の人ということになるわけですから、私の頭の中ではそんなような感想を持ったのです。

ただ、では二十人でもできるかできないかというところでございますが、これはまさに人を得ればできると思ふのですけれども、これはちよつと逆説的になります。逆に人数というものを先にきめてしまつて、これは四十人でなければいかぬ、五十人でなければいかぬというふうにいたしますと、これはかえつてぐあいが悪いのではないかと申しますのは、これも私の経験から申し上げるのですが、日本では、それぞれの分野の専門家と

いたしまして、それは世界に冠たる専門家がたくさんおられますし、それから、いろいろなプロジェクトチームをつくり出すときに、どんな分野の専門家でもそうそうたる専門家を連れてくるのが日本では可能です。そういう点では、たいへん日本の知識水準は高いということをつくづく感じます。ところが、そういういろいろなところから、その専門家が十人とか二十人とか集まつてプロジェクトチームをつくり出したときに、そのプロジェクトチームをほんとうにうまくプロジェクトマネージしていく人はとたんに少なくなる。ほんとうにこうして指折り数えても数えられるくらいの人数しかいま日本にはいないのではないかとさえ私は思ひます。そう思ひますと、これから先、総合研究開発機構がそういう人を養成していくことを大きな業務として考えておられるようですから、やがてそういう人たちがだんだん育っていくでしょうけれども、いますぐにそういう人たちがはたして何人いるかということになりますと、必ずしも樂觀を許しません。そこで、人数のワクだけを広げてしまひますと、今度は、先ほどもちよつと申しましたけれども、そういうプロジェクトマネージという点では非常にどうも適当ではない、そういうような方々で一応いすを占められてしまふ、こういうことになりまして、これはかえつて非常にぐあいが悪いので、そういう意味からも、私はあまり多い人数を考へないほうがむしろいいのではないかとこの感じを持ったわけでございます。これは非常に実感的なことを申し上げてお答えにかえさせていただきます。

○板川委員 この二十三条の業務を見ますと、この機構としては「総合的な研究開発の実施」とありますが、実施という面ではいろいろ考へ方もありますが、実施という面からは、みづから研究開発を実施する面もあるだろうし、それから委託されたものをさらに他の機関に委託をする、こういうものもあるだろうと思ふのです。実はこの職員の範囲について当局の見解もどうもあやふやなものですから、文書をとつてみたら、実はこう

いう文書がきておるのです。職員の範囲として、この法案二十一條及び二十二條という職員は、事務職員及び研究員である。この研究員は、研究企画調整者、機構がみづから行なう総合的な研究開発の実施及び受託業務に必要な研究員である、こゝうまず範囲を規定しております。そして、地方公共団体、民間会社等から出向して前項の職員となる者は、当然に機構の職員であるということになります。業務の委託先の職員及び研究員は含まれない。それはそうです。頼んだ先のことですから含まれないといわれておりました。常勤の職員といふものは二十名ないし二十三名程度にとどめたい、常勤、非常勤を問わず、研究員はいずれも職員である、こんなことを考へておるのですが、私どももアメリカの例などを見ますと、あまりにも人数が向こうは多過ぎて、林さんが言われたように、大体専属の研究員は、全体の中で四割から五割ぐらいですね。そういう点はわかるのですが、何か総合シンクタンクとしてはどうも人数の点であまりにも少ないのじやないかという感じがするのですから、一体これはどうやってこの機構を運営するのだからかというわからない点が実はあるわけで、その点を実際シンクタンクを運営されておる林さんなり、あるいは野田さんなりからもう一べんひとつ伺つてみたいと思つたわけなんです。御意見があれば承ります。

○野田参考人 いま担当官庁からおとりになりました文書の内容を伺ひしたのですけれども、その場合には出向所員、つまりクライアントのほうから出向しておる者全部を常勤の職員と考へるかどうかにしては、その文書はかなり幅のある言い方をしているのじやないかと思ふのです。ということは、一番理想的なことは、自主性が保てるためにはまず基本的に財務が自主的に運営されなければならぬ。そうしますと、かりに三十億というものでスタートした場合には、そこから生まれてまいります。たとえば利子とか配当収入、かりにこれを七分なら七分に回したとしますと二億、これは三十億だとした場合です。おそろく五

年たった場合に三百億でございますから、当初から財務は非常に安定していなければ自主性が保たれませんから、大体二億くらいのお金の中で職員の人件費並びにさまざまな物件費がカバーできないわけばいけません。そうしますと、だんだんと予算、基金がふえていっても、ともかく人間がふえないということとは、研究調査活動に対して実施並びに助成というものがたくさんできるようなになります。できるようなものが増えるほど、その機関は社会的権威というものを増していくと思うわけです。

私が考えますのに、二十人というものはどのくらいの規模になったときかよくわかりませんが、五年後三百億になったという前提でかりに三十億という一種の不労所得が生まれてくる状態で、ほんとうに二十人の人間の件費だけをカバーすれば、あとは施設をカバーするためのスペースコストとか物件費、その他のものはすべて研究の実施並びに助成に対して使えらると思います、これはもうたいへんな理想が実現されると私は思います。私は、自分自身の経験からいたしますと、その程度の規模、たとえば三百億という基金の研究所がはたして二十人の人間で運営できるかどうかについてはできると思えますけれども、かりにそれが四十名であったところで、五十名であったところで、それはその研究活動のやり方によって違ってくるが、一番大事なことは、ともかく固定的な費用が非常に多くなったために、本来なすべき研究の実施並びに助成ができなくなるということが一番危険でございます。そうになったときに、その機関は、どこか自分たちの財務的な安定を保証してくれるような機関に必ずこびへつらうようになるでしょう。その機関がこびへつらった場合に、その機構との関係者、つまりクライアントがその機構と対等の関係に立つことは考えられませんか、おそらく日本のシンクタンク全体が、言うならば、もたれ合いの関係になるでございましょう。私は、その機構はどんなに大きな予算を持っても、どんな小さな研究機関との関係もいつも対等であるという理念が、実はシンクタンクの理想を生かす一番大

きな道だ、そのためには人間を、少なくともせいぜい肉を最小限にしておくことが財務の安定のみならず、その理念を実現するために非常に大事だ、その担当官庁から文書を提出された方自身は、数えたまたま何人くらいというふうに問われて、たぶん二十数名だとお答えになったんでしようが、それが別に五十名であつてもかまわないと思うわけです。私は、初めから器は大きく人間は少なくという理想は非常に卓越した理想だと考えております。

○林参考人 法案にございます研究開発の実施に対する御質問がございましたけれども、それに対して、私のこれまた実感を申し上げます。

担当官庁のほうはどういうふうにかえられておるか私は存じませんが、私の実感を率直に申し上げますと、この研究開発の実施ということの意味は、先ほど私が例をあげて申し上げましたオリエンテーション、それを私は実施の内容だと考えておりますので、実際に何かのテーマを自分みずから手を下して研究をするということは、私はやるべきではないと思っております。これは有名なビクター・ドラッカーの本の中に出てくることばですけれども、そのドラッカーさんのことばによりますと、行政機関、つまり政府の行政機関ですら、実際のいろいろな事業をやつてはいかぬと書いてあるのです。なぜいかなか。その理由は、いろいろな事業をやりますと、公正な判断をする判断力がなくなつてしまふ、つまり身びいきがいろいろできてしまふから、したがって、政府というものは、いろいろな事業をしてはいけ

ないんだ、事業をやる必要が起つたときは、全部政府以外のボディにやらせるべきであるということを書いてあります。これは少し極端な表現といひましたが、そういう研究開発のような場合には、総合研究開発機構のみならずから研究をしということになります、これはほんとうに先ほどの自主性、中立性ということまで目も曇つてしまふというところもありますので、あくまで自分はやらないうで、絶えず客観的に判断をする、その判断力を養

成することが第一義であり、それはやはり一つのりっぱな研究開発だと私は思いますから、私の解釈はそういう解釈でございます。

そういうふうにかえまうと、その人数のことはいま野田さんが言われたと同じようなことになるのでありまして、先ほど来御質問の中でアメリカのシンクタンクの人数がいろいろ出ました。私自身も、何回も同様のシンクタンクの実情を実際に見に行つて知つております。ただ、これも私の実感でございますが、ペッテルとかSRIだとかラ

ンドだとか、有名なシンクタンクがございまして、その中には、彼ら自身が少し大きくなり過ぎて、野田さんの表現で言いますとせいぜい肉がつき過ぎてしまつて、それをいまだとん切り捨てていく段階ですね。それから実際行つてみましても、そういうほんとうのシンクタンクからちよつと逸脱しまして、商品の検査みたいな、そんなことまでやつていられるところもございまして、そういうようなことは私は全く邪道だと思ひますので、アメリカのそういう例が決して適正な例だとは思つておりません。

○板川委員 まだありますが、時間のようですか、終わります。

○浦野委員長 松尾信人君。

○松尾委員 最初に田畑参考人にお尋ねしたいと思ひますが、この自主性、中立性というのは、も

う当然なことでございまして、それにまた公開の原則、もっぱら平和的にこれを利用していくのだという、そういういろいろの原則は当然確立されていかなくちや相ならぬと思うのであります。

それです、これは参考のために聞くわけでありまして、これは参考のために聞くわけでありまして、資源調査会における、いろいろの運営の実態といひますか現状、たとえばテーマはどういうふうにしてきめていくのか、その成果が利用されるというか、実施される方向はどういうふうになつておるのか、こういうことを最初にお聞きしたい。

○田畑参考人 いまの公開の原則、これはほかの参考人からも言われていることで、こういうシン

クタンクの活動の質をよくしていく意味において非常に効果があると考えております。そういう意味では、日本の官庁におけるいろいろの研究組織、また官庁から金が出ましたいろいろな民間における研究成果、こういったものは原則として公開を前提として進められております。これはアメリカあたりでは、公開をむしろ非常な特例として考える、ほとんど全部非公開という原則で、政府が金を出し、方々でいろいろ研究を進めていく。これは日本とアメリカと非常な対照的な進め方だと思ひますけれども、日本の過去において進めてきたその公開の原則に基づくという研究の進め方、これはきわめて公正だし、それから進歩的であると私は考えております。

それから二番目の御質問の資源の問題についてちよつと私理解ができなかつたのでございまして、これも、こういう資源調査会の活動からいろいろ進めてまいりました日本の資源問題、世界の資源問題、こういったものにつきましては、現在のところ、日本の資源調査会でもとめておるものは、数多くの分野において世界でも類例のない、非常に膨大な、またアツプ・ツリー・デイトのものかとまっております。

これは政府なり一つの総合的な機関がものをまとめるときに、いろいろな分野からの専門家が集まつてまいりますけれども、やはり一つの大ぜいの、また総合的な別の機関で仕事をすることに活用されるときには、ワクを離れて、人間が公正な、非常にピュアな考え方のものといひいろいろ進めてまいりまして、結果として非常にりっぱなものがまとまつてくるようでございます。

資源問題につきまして資源調査会がまとめておりますいろいろな成果については、現在のところ、そういう意味で世界の高い水準のものが生まれていくということだけちよつとお答えしたいと思ひます。

○松尾委員 先ほど林参考人の非常に示唆的な御発言があつたわけでありまして、それは研究監査の問題であります。これは私は非常に大事だろ

テーマのきめ方ですね。まずテーマというものはだれがきめたいのかということであり、国民がいま非常に必要とするテーマはいろいろあると思うですね。公害の問題、それから社会福祉の問題、その中には老人の問題とか土地も住宅もありましよう。いろいろそういうものをひくくめまして、非常にいま国民福祉への転換ということ、そういうところに合わせていく。そのテーマを取り上げる。ですから、研究監査ということとはあとの監査じゃなくて、まずそういうところからがっちりこの総合研究開発機構はよかつたというものをくり上げていかなくてはいいかぬだろうと思う。

そういうところでこの法案の中を見ますと、研究評議会というのがあるのです。そこにはいろいろの学者、専門家が参りまして議論するわけであり、まずけれども、そこでは決定権がないわけですから、いろいろの議論はしますけれども、意見は述べますけれども、それで終わりであります。これは諮問機関でありますからそういうことです。

それから、そのような各方面の頭腦的な人の力の結集、そういうものの実現、それが阻害されるのじゃないか。テーマ自体もそこで定める自主的なものがない。それから役員会、理事会等で決定されたそういうものによっていろいろの研究評議会ですけれども、その結果は、意見が出て参考になるにすぎないというところは、このスタッフの意欲をそぐのじゃないか。むしろ研究監査ということから考えますと、最初からそういうものをがっちりとしておいて、そしてこの機構の運営にこういうシンクタンク本来の仕事というものは明らかに分離いたしましてやっていくのが研究監査の主眼でなからうか、このように思うのですけれども、ひとつ参考人の御意見を聞きたいと思うのです。

○林参考人 御指名がございましたのでお答えいたします。これも私の実感を申し上げますが、先ほど研究

監査のことを私ちょっと申しました。研究監査ということとは、どうもことばがよくないのでありますけれども、この際は、研究評議会ですか、あれの一つの機能といたしましてリサーチアセスメントというのをやってみたらどうだろうというふうなことを考えております。リサーチアセスメントというのはどういうことかといえますと、アセスメントというのは要するに事前の評価といえますか、つまりテクノロジアアセスメントといえますと、技術開発をする前に、その技術開発をした結果どんないい影響、悪い影響があるかというのを調べて、悪い影響があるということがあるとわかつたらそれに対する対策も考える、こういうことでございます。リサーチアセスメントというのは同じことでございまして、ある研究開発をしよう、その場合にその研究開発をすることによってどういう効果が考えられるかというのを厳正中立に、あらかじめあとで限り事前に考えてみる。それで、これはおそらくテクノロジアアセスメントの場合もそうですけれども、そういう手法で、どういうやり方でそれをやるのか、そういうことがまだ現在開発されておられるから、おそらくそのこと自体をどこかのシンクタンクにひとつ委託してリサーチアセスメントの手法を開発してもらおう、そういうようなことに具体的にはなるかもしれませんが、しかし、とにかくそういうようなことをやって、そしてその研究評議会ですリサーチアセスメントをやるのだという機能を一つつくりましますと、それによっておのずから、つまり研究監査のやり方というものがだんだん明らかになってまいりますし、いわゆるただ何ということなしにだるだけ終わるというふうなことがない、一つの方向づけというものが出てくるのではないだろうか。その場合に、当然自主性、中立性との関連が十分議論されることでござい

ます。これは一つの考え方でございますが、そういうことをこの研究評議会に性格づけてみたらどんなものだろうかという気がいたします。○松尾委員 評議会のほうへひとつそのような提案をしてみたい、そう思うのでありますけれども、これはやはり先ほどもちよつと質疑が出ましたけれども、この発起人それから役員、こういうものにつながつていくわけですね。金集めがじょうずな人が非常に望ましい、こういうことも長官も答えておられますし、何やかやこうなつてまいりますと、結局発起人のほうでうんとかせぐわけですね。そうして機構がでます。できる前には定款もきまりましますし、役員もきまるわけですね。そして役員の方でいろいろ基本的な問題を全部取りそろえまして評議会にかけ、こういうあり方はやはり反省すべきじゃないか。財界主導型とか、または政府の主導型というふうになつていってはいけません。これを私は非常に憂へるといいますか、心配するわけです。いつの間にか、いまお互い議論しておる、正しい方向に向かつてこれが進もうとしておりますけれども、長い間にそういうものが入つてきまして曲がついていくおそれがある。ですから、自主性と中立性と公開性とか平和的な利用とかという五項目ぐらいのかわちりしたものを一つつておかないと相ならぬ。これは当然のことですけれども、わが公明党といひましたけれども、このような基本法というものを制定していきたい、そうしてあらゆるものに、シンクタンクのすべてにこのような条件でなくちゃいけないぞというものをはつきりさせていかなうかやいけないかと思うのです。ですから、くだいようでありますけれども、そういうことをしっかりとしていくのが、また、本日参考人の方々がせつかくお見えになつていろいろ意見を述べられておる、それがりつぱな結果をあらわすという方向に向かわないと無意味であらう、こう思うわけがあります。そういうことにつきまして、研究テーマのあり方、それからそのきめ方、そういうものの自主性、中立性、外圧じゃなくて内圧的なものがあつてこわされていくことも、これは十分に警戒をしていかなくちゃ相ならぬと私は思うのです。くだいようでありますけれども、もう一回林参考人の御意見を聞きたい、こう思います。

○林参考人 先ほどの私のお答えでちよつとことばが足りなかつたかと思うのですが、御質問で研究のニーズがどこから起こるかという御質問がありました。いまそれを重ねて御質問になつたのだと私は理解いたしますけれども、おそらくこの研究のニーズ、根源的に言いますと、これは国民大衆だろうと思うのです。要するに、国民大衆が日常の生活を通じて今日いろいろな問題をかかえておりまして、日本は民主国家でございますから、いろいろなことがもうしよつちゅう持ち上げられてまいります。そして当面持ち上げられてまいります。これは、これは地方公共団体であり、あるいは政府自体であるということ、いずれにしても、そういう行政機関がそういうことにしよつちゅうさらされておるわけですね。したがって、おそろく各行政機関ではそういう問題の所在だけは十分にわかつていくけれども、どうしていいかわからないということが一ぱいあると思ひます。したがって、政府がいろいろの研究開発のテーマをこの機構に持ち込むということは十分考えられますが、国民が何もニーズとして声をあげていないのに、政府自体が勝手にそういうものを持ち込むといひますと、これはおつしやるように何か政府主導型みたいになりますけれども、おそろくそういうことではなくて、国民がわあ問題を持ちかけて、それで、それに対してこたえようと思つてもこたえ能力がない、そういうふうなうてあましている問題が一ぱいあつて、それを持ち込むというケースになるだろうと思ひます。ですから、そういう場合には、形式的には、政府が持ち込んできて国民が直接持ち込むと云ふんじやないやうに見えますけれども、結果的にはやはり国民が持ち込んだということになるだろうと思ひます。むしろ将来国民が直接持ち込むという場合もあるかもしれません、私は、一応具体的なケースとしては、そういうケースが一番多いのではないだろうか、そしてそのことは少しもおかしくないんじやないだろうかと思つております。

○松尾委員 これは野田参考人にお尋ねするわけ

でありますけれども、要するに各プレーンです。ね。そういう頭腦的な活動、そこに自主性、中立性とか、そういうものがやはりまずつきりしておらなくてはならない、こう思うわけです。ですから、この機構の中におきましてそのような頭腦的な活動というものが自主性を持ち、中立性を維持し、そして自分の主観というものを貫いていけるような体制というものがどのようなにあつたらばうまくいけるかということにつきまして、ひとつ御意見を聞きたいと思ひます。

○野田参考人 おそらく総合研究開発機構というものが行なう研究調査の実施というものは、自主的に自分の予算内で行なうものもございましょうし、それからその予算内で外部に委託するものもございましょう。それから外部から委託されるものもあるんじゃないか。この際、いままでのお話からしますと、第三のものが当面は非常に少ないように思ひます。

第一に自主的に行なう、第二はおそらく外部に委託して行なう。第二に行なう場合に、さっきのどこにそれを頼むかということが非常に問題になります。これはいま林参考人がおっしゃった点で尽きると思ひます。

第一の点でございしますけれども、一番大事なことはやはり外部のしかるべき専門家、その課題の検討とか究明、あるいは解決をしていくために最も適当な外部の専門家とか学者あるいは実務家の協力体制がいつも得られるような機構の性格を持つていなければならぬと思うわけです。そうしますと、かりに機構というものが、ある何らかの色彩というものにもし動かされれば、おそらく外部におきまして専門家とかあるいは学者とかいうような人々は、特にみずからの価値観というものの中立性に非常に強い信念を持っておりまうから、必然的にその種の機関には協力しないという体制が出てくるのじゃないか。私は、それがこれから総合研究開発機構というものが自主的に仕事をやっていく場合の一番大きな問題点だと思ひます。そういう意味では、自主性というものは

何よりもその課題を解決するに最も適格な人々がいつても時間さえあれば喜んで協力してくれるような、そういう性格の機関であるということ運営の信条とすべきだということに考えております。

○松尾委員 内外にわたつてのお話であります。それで、外部の関係はいまのお話でよくわかりますけれども、そのようにして一応職員、研究員、評議員というもので機構が動いていくわけでありまう。問題は、機構の運営だと思ひます。その運営の中に頭腦的な活動というものが伸び伸びと自主的に中立性を保ちながらいけるというのを内部的に考えた場合に、その頭腦的な活動というものが、そこにおけるいろいろなテーマのきめ方とか、そこにおける発言権をうんと持たせる、そこに決定権をある程度与えるというような行き方が考えられるのじゃないかと思ひます。くだいようでありますけれども、その点についてちよつと意見を聞きたいと思ひます。これは野田参考人ですね。

○野田参考人 いまの御質問の意味を私自身十分了解しておるかどうかわかりませんが、独立した機構である以上は、外部の人々にそういうような何を決するかどうかということに対する決定権を事実上ゆだねるということ自身は、機構の自主性をそれ自身失ふことになるのじゃないか。そういう場合に、外部の非常に広い層に諮問をするという仕組みは当然残されておると思ひますけれども、最終的な意思決定というものは内部でしていく、この点は異論はないわけではございません。そうしますと、やはり私が申しますのは、研究評議会の機能とかそういうものは、なるほど最終意思決定機関ではなくても、事実上研究その他の課題の選定その他に關しては実質上の意思決定ができるような仕組みになつていくのじゃないか。たとえば、大学における教授会というものは、大学の規則ではそれほど大きな決定権を持っていないけれども、事実上各学部の教授会は相当大きな実質上の権限を持つていけるという例に即して御了解願えればい

いと思ひます。もしその権限が侵されるような場合には、その大学から非常にいい教授、つまり研究者というものが去つていくということによつて、結果的にはその大学の評価が下がるというふうになつてまいりますので、この種の研究機関というものはそれほどこまかい法律上の措置を講じなくても、事実上そういう形におさまつていくと信じます。

○浦野委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

○浦野委員長 引き続き政府に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 本法案の質疑が同僚諸君から展開されてまいりましたが、私が感じるところは、研究開発の課題であるとか、あるいは機構の財政規模、業務運営の方法、人的構成、こうした点に政府は必ずしも明確な答弁をしておられないです。政府自身が自信がないような法律というものはそう拙速主義でやるべきではないのであつて、むしろもつと慎重に検討して、政府に確信がついた段階で提案されるということがいいのではないかと私は思ひます。その点大臣は、この総合研究開発機構について今後どのような確信を持つて進めていこうとお考えになつていらつしやるのか、伺つてみたいと思ひます。

○小坂国務大臣 本法案の審議にあたりまして非常に御熱心にこの法案の内容を御質疑いただきまして、われわれも、この質疑の過程を通して非常に御啓示をいただいたことを感謝いたしておるのでございますが、ただいまおことばにありましたような非常にずさんな答弁というのは、実は私どもの立場からいたしますとさうには思つておら

ないのでございまして、この法律を通していただくことによりまして日本に新しい未来指向型の総合的な研究開発機構ができるということにひとつぜひ大きな意義をお認め願ひたいと思ひます。この第でございします。われわれといたしましては、この組織の問題等もできるだけ簡素に、しかも国家的な權威によつて裏づけられ、しかも民間の活発な創意工夫というものを生かせるような非常に新しい機構をつくらうということで意欲に燃えておるわけでございます。しかしながら、その審議の過程を通していただきました種々の御質問を通しての御意見、これについては大いに傾聴すべきものありと考えて、さらにこの法律によつて日本の研究機構が充実発展いたしますようにつとめる考えてございします。

○中村(重)委員 資金を一つとりましても、五カ年計画でもって三百億構想、そして半分の百五十億は民間の出資を期待している、もちろんこれは地方自治体も入るのではありませんが、それがはたして可能かどうかということですね。これは民間、地方自治体の出資が政府計画のとおり集まらなかつた場合、これをどう措置しようとお考えになつていらつしやるのか、それらの点はいかがでしょうか。

○小坂国務大臣 初年度三十億、三十億と、目標に向かつて百五十億政府が出資し、民間がまた百五十億出資するという計画を持つておるわけでございますが、百五十億というのはなかなか大金であることは間違ひございません。そこで、その資金収集につきましてもいろいろ苦勞があるものと存じます。しかし、一方民間の側においてもうすでに三年くらい前に千億財団という構想もできておるわけでございますし、今日中央、地方を通じておるわけのいろいろな審議会等がございまして、また調査委託をしておる、この調査委託費に支払います金額もなかなか膨大なものがございします。そういうことを一々しなくても、こころなほめばということになりますと、資金の収集も非常に軌道に乗るかと思ひます。資金の収集も非

す。

いまの御設問は、資金が民間から集まらなかった場合にどうするか、こういう点にも触れていらつしたのでございますが、その点にお答えいたしますと、御承知のように、本院を通過して成立させていただきました国際交流基金というのがございます。あれも民間からの募金を当てておられるわけでございますが、これはなかなか集まっていけないというのが現実でございます。しかし、あの基金は基金で動いておりまして、なかなか活動をいたしておるわけでございますので、私も政府のほうは、私どもの責任において予算づけをしてまいる考えでございますが、民間のほうに不足した場合には、これはある程度その資金が足りないままにやっていくということにならざるを得ないかと思ひますし、場合によつては、集まらなかつた時点がかりにあらつたと思ひますと、その時点においてさらにどうするかを検討していくということにならざるを得ないと思ひておる次第でございます。

○中村(重)委員 初年度の三十億の見通しは立っているのですか。

○小坂国務大臣 これは大体さうなことは可能であるという見通しを持っておるような次第でございます。

○中村(重)委員 民間はどういったところから、また地方自治体はどの地方自治体からその出資が予想されているのですか。

○宮崎(仁)政府委員 この四十八年度三十億につきましては、すでにこの法案の成立といえますが、立案過程を通じて、たとえば財界関係の団体であるとかあるいは関係各省、地方公共団体関係並びに自治省というところと御相談をして、そういう過程を通じて三十億という数字を最終的にきめたわけでございます。これは、このためまえからいまして、發起人会ができて、そうしてそこで初年度の出資がまず民間側で行なわれて設立認可がくるというたてまえでございまして、いまだどこからどのぐらいというところまで

の具体的な構想は固めておりませんけれども、ただいま申し上げましたような関係の各方面と打ち合わせをいたしました結果、まあ初年度三十億に見合う程度のものはまずだいじょうぶであらう、こう私どもは考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 はつきりした見通しが立っていない。

そこで、このシンクタンク、この機構を利用していかうと考えておられる特定の企業、特に軍需産業等のこれに対する期待は、私は相当あるのじゃないかというように思うのです。政府の意図いかにかわらず、確かにそういった企業はこれを利用していかうとする意欲がないとは言えない、私はこう思うのですが、そうした特定の企業からこれを集める、いわゆる金を出してくれるところから集めてやろうというふうな態度をおとりになるのじやありませんか。

○小坂国務大臣 この基金の収集の方法でございますが、特定のものに限らずできるだけ広く集めてまいりたい、こう思つておる次第でございます。いゆるギブ・アンド・テイクというふうな考え方は持つておらないわけでございます。

○中村(重)委員 いままで政府がこうした新しいアイデアと申しますか構想を持つて法律案でも提案しようというときは、前に十分関係者との折衝等が行なわれて、相当確信を持った上で提案をしてこられたわけですね。このシンクタンクにつきましても相当関心を持つておられる。自民党の中でも特別委員会等を持つて業界等との接触をしてこられたと私は思うのですが、それらのこと等から考えてみると、もういまの段階では、広く金を集めていこうとするんだつたら、それについては、単にできるだけ広く集めようと思ひます。特定の企業から集めようとは考えておりませんと言われるんだつたら、私はもう少し明確な方針というものが出されなければいけないと思ひます。よ。あまりにも不明確じやないか。ばく然とした形でこうした法律案を提案して、議決を求めていかうとする考え方は適当じやないと思ひますが、

いかがですか。

○小坂国務大臣 御意見でございますけれども、われわれ二年にわたつて、一年間に一億五千万円ずつ予算的な支出をいたしまして、いろいろと検討してきたあげくがこの法案になりましたわけでございます。その間においては、いろいろ資金等の考え方についても検討をして、いろいろございまして、何せこの法律ができたから問題でございますので、私の方針といつたしまして、国会で御審議をいただいております最中に、それから先の法案ができたあとのことを外部に、いろいろな話をするには誠に慎むべきことである、かように申し上げておりますので、これができたらどうなるという話は具体的には何もいたしておりません。しかし集まるであろうという見当はつけておるつもりでございます。

○中村(重)委員 この財政の問題についても、それから業務の運営についてもきわめてばく然として、いける。にもかかわらず、機構をつくらうとする積極的な政府の意欲というふうなものとはどこから生まれてきたのですか。

○小坂国務大臣 先ほども申し上げたように、千億財団の構想などというふうなものもすでに相当前から、両三年前からあるわけでございます。し、そういう時代の要求を背景として、政府と民間の共同出資によるこの開発機構を考えてきたわけでございます。何も下地のないところから天下りのこいう構想が出てきたわけではございませんから、幸いにいたしましてこれを法律として可決していただきました晩には、その先の問題はあつたから開けていく、かように思つておる次第でございます。

事実があります。しかし、諸外国でこのシンクタンクを利用してゐるのは、主として軍事的なんですね。日本の場合は、軍事的なんというものは毛頭考えていない、これは利用させないのだ、その点について、すでに発足当時から変わつてきているんですね。そこに何かもう少し確信というものをお持ちにならぬと、私も、これを審議するにあつてきわめて不安定な感じがいたします。もう少し財政規模とか、業務の運営とか、人的構成の問題であるとか、はつきりした方針というものが出されなければいけないのじやありませんか。さうお考えになりませんか。

○小坂国務大臣 その問題については、実は政府出資ということがアメリカ等の研究開発機構との相違点だと思つてございまして、アメリカ等の、たとえばランド・コーポレーションというふうな場合には、これははつきりと空軍からの委託が前提になつてできてゐるものでございまして、われわれのほうは非常に民主的に、しかも平和的に限つてやつていこう、しかもその成果については、これを一般に利用していただくような形にしよう、こいう考え方、民生の安定、向上、発展に寄する、こいう目的を持つておられますので、そこで政府出資というものも強うたい上げておるわけでありまして、その点でも非常に明らかだと思つております。

私も幾つか、たとえば移住事業団であるとか、いろいろな新しい機構の提案をさしていただきました。可決していただいた経験がございまして、その人の構成であるとか、あるいは予算、資金のやりくりの見通しであるとかいふものをあまり提案いたしませんことは、国会に対して失礼に当たることである、むしろ国会の御意図を受けて法律をつくり、その法律に基づいてその後の運営なり骨格なりをはつきりときめる、こいう方針でおるものでございまして、ただいまの御指摘の御意向もわからぬわけではございませんけれども、さういうたてまえでやつておる次第であることを申し

上げておきたいと思ひます。

○中村(重)委員 立法院とはかかわり合いがなくして行政当局だけが完全におせん立てをしてしまつて、この法律案が成立させるならばおせん立てどおりやるんだというところは適當ではない、これは私が先ほど申し上げたとおりです。それにしてもあまりにもばく然としておつたのでは、われわれは、さて法律案を通したかどうかという運営をするのだろうか、財政的な問題にいたしまして、特定のものではなくて、できるだけ広い範囲からと言われたのだけれども、金を出す者がいなければどうにもならぬのだから、民間とか地方自治体のほうから金が集まらなければ、五十年計画の三百億なら三百億というのは政府が全部でも出すんだといううな、何かはつきりした方針がなければいけない。あるいは、それだけ集まらなければこの機構を縮小して、五十年計画百五十億なら百五十億でもやるんだ、あくまでもファイティ・ファイティでやるんだ、この方針は変わらないんだとか、何か方針だけは提案者である政府が持つにかなければ、われわれは審議をする場合に目標というものが無いじゃありませんか。完全におせん立てをするということと、きつとしたその目標を持つということとは、私は別だと思ひます。考え方そのものがあまりにもばく然として過ぎておるといふことですよ。いまのあなたの答弁を伺つてもそういう感じがいたしますね。

また、アメリカの例を私も引きましたが、あなたもお引きになつて、政府出資がないんだ、したがって軍事利用だ、日本の場合は民生安定、平和目的に限るんだ、したがって政府出資をするんだとおっしゃつたのだけれども、民間委託という場合、はたして民間が軍事目的に利用するようない研究開発をしないかどうかという保証だつてないのでしょうか。それと、半分の資金の調達にいたしまして、私が申し上げたとおり、広い範囲で集まらなければ限られた特定の企業等から集めるといふ形になりかねないでしょう。そうした私どもの疑問というものは、いまのお答えを聞いており

ましても解明され得ないわけですから。いかがですか。

○小坂國務大臣 繰り返すようになりますけれども、政府出資はもうはつきりいたしておるわけでごさいますね。民間のお金も集まるであろうというところを申し上げておるのですが、集まらないかもしれない、それはそういうこともあり得るかもしれないと思ひます。しかし、まあ私は非常に確率は少ないと思ひます。そういう場合もそれは考えられないことはございせんけれども、かりにそうなら場合はどうかということ、やはり集まった範囲でやつていくということよりしようがないかと思ひます。これはもう水かけ論のようなものでございまして、われわれは集まると申し上げ、中村委員は集まらぬ場合はどうするとおっしゃるの、御質問にお答えするといふ立場に立つと、集まると申し上げておるわけですから、集まらぬ場合とおっしゃれば、これは全く仮定のことになりまして、その仮定に立てば、集まらぬ場合にはその範囲内でやつていく、こう申し上げるよりほかにと思ひます。

そこで、それではどうしていかぬということになれば、今度はまた政府出資をふやすという場合にも、そのときの政治情勢で、ならぬこともないのではないかと、かように考えます。

○中村(重)委員 私どもが非常に懸念いたしますのは、あなたが答へる通りに広い範囲から金が集まらぬで、特定の企業、特に軍事目的に利用するようない企業から資金を調達するといふ形になつてはいけないといふことです。ですから、集まらぬ場合は政府が半分の出資をもつとふやうののだとか、あるいはファイティ・ファイティといふ場合は集まった範囲でやるのだとか、そういう方針だけははつきりお答えになれば、ああこいういふ方針だといふことがわかるのですよ。集まらぬとだけ言われても、集まることは集まらなければ、中身はあなたが答へたになつたような中身ではなかつた、したがって、この機構の運営が私どもが一番懸念した、ゆがめられた方

向に運営されていくのだといふようなことではないけないといふことなんです。ですから、あなたは水かけ論といふか、集まると思ひけれども、これはまだ仮定であるから、そうあなたが言われるならば、その集まった範囲でやりますといふことを言わなければなりません。私がそう言つたからそういうことばが返るのではなくて、この場合どうするのだ、この場合はまたこうしていくのだといふ方針だけは明確にお答えにならないわけにいかないといふことなんです。これは重要な問題ですからね。

○宮崎(仁)政府委員 いま長官からお答えをいたしました、ただいまの御質問の点で、私どもの案をつくつてまいります過程で関係者でいろいろ御相談をした結果は、三百億構想といふことは申し上げておきます。これは政府が百五十億、民間百五十億という構想でございまして、大体そういったで上りの構想を最初の発起人会の段階から想定をいたしまして、そしていろいろの関係方面での出資等を考へていただく、こいういふ形が望ましいのではないかと、思ひます。

ただ、いまお話がございましたように、民間の出資がなかなかそれまでに至らないといふ見通しに立つた場合にどうなるか、こいういふことでございまして、これは政府のほうも三十億といふのはまあ予算にきまつておるわけでございますが、百五十億と申しますのは、言つてみれば、政府のいゝわば部内における一つの構想でございまして、したがいまして、万民間のほうの資金の集まりぐあひといふ問題がそこまではないかといふことになつた場合には全体の規模を縮小していくか、あるいは政府側のほうの割合をふやしていくかといふ問題になります。現段階では一応一対一の原則といふものは守つていたほうがいいのではないかと、こいういふことで関係者の間では一応打ち合ひをいたしておるわけでございます。何と言ひましても、民間主導型といふか、発起人も民間でございまして、いわゆる認可法人の形でござ

いますので、政府があまり大きなウェイトを占めることはどうであらうか、こいういふことで、いままでの折衝と申しますか話し合ひの過程では、大政府半分、民間半分といふ原則でやつていきたい、こう思つておる次第でございまして。

いま大臣からもお話がございましたように、私どもこの二年間の勉強の過程で関係方面といひる打ち合ひをいたしておるのですが、この三百億構想といふのは相対的にいひようぶである、こいういふ考え方での全体の構想を固めたわけでございますが、もしかりにこいうことを申し上げれば、こういふことでもございまして。

○中村(重)委員 はつきりしたようではつきりしないような、何回聞いても、言つてはつきりしないのか、お答えになつてはつきりしないのか、どうもわからなくなつてくる。まあいづれにいたしましても、方針だけは、大臣お答えになりましたようにいろいろいふ場合がありましようから、原則はあくまで一対一でいくといふのであればそれはその方針でいく、そして広い範囲から金を集めて、特定の企業といふものに依存をしないのだといふことであるならば、したがって今度は政府出資が少なくなつてくる、それで三百億構想といふものがくずれしてくる、こいういふことになりましよう。ですから、好ましくない方向にこの機構が運営されまいようにやつてもらひたい。そのことを私は強く政府に御注意を申し上げておきたいと思ひます。

それから運営の問題も、この研究開発についてどのような運営をするのかといふことについて、どうもあまり自信がなさそうなんです。人の問題にしても、優秀な人材をはたして集め得るのかどうかといふ点、それからこの機構といふようなものが運営の面で明確でなければ、単に民間に委託をするトンネル機関といふ形になつてしまふのではないかと懸念等々いろいろありますが、そこあたりはいかがでございますか。

○宮崎(仁)政府委員 この点は、法案の内容として書いてある問題からも御推察をいただけたと思ひ



した場合に、ノーハウ等で特別の事例があるいはあるかもしれないけれども、原則は全部これを公表し公開していくということで運営してまいりたいというところは毎度申し上げているとおりでございます。

○中村(重)委員 企業の機密を含む調査研究を手がけるのかどうかという点です。それもこの公開の原則に基づいて公表、公開をするのですか。

○宮崎(仁)政府委員 この第一条の目的からいまして、経済社会の諸問題の解明とか、国民生活に関する問題でございますから、かりに委託を受けるにいたしても、こういう目的に反するものは受けないわけでございます。したがって、企業の機密というような問題が出てくることはまずあり得ないと私も考えておるわけでございまして、しかし、委託を受けて実施いたします場合に、いわゆるソフトと申しますか、そういった面についての一つの手法が新しいものができたというようなことになった場合に、これを委託者に一応結果として報告をしていくという義務はあるのだらうと思ひます。その結果、これが一つのノーハウみたいなものとして公開をしないということが例外的にはあり得るかもしれない、こういうことを申し上げておるわけでございますが、第一条の目的からいましてそういうことになるとはまず考えられない、こういうふうに考えております。

○中村(重)委員 成果の一部に企業の機密に関するところがないとは言えないと私は思ふのです。それで、運営の面においてノーハウに関する問題、企業の機密に関するところは例外としてあるのだというところで、その例外がずっと多くなつたのでは話になりません。機密事項ばかりやることになつていく。そして好ましくないような研究という形になつてくる。この種のものはその危険が一番あるわけですね。それだけに私も、この審議にあつてはきつめて慎重な態度をとつてゐる。また、十分質疑を展開いたしておるのはそのためであります。ですから、あなたの言うその例外が中

心になつて、公表、公開することが例外みたいなことがない。そういう可能性はないと言ひ切ることはできません。また、言い切つてもらわなければ困るわけですね。しかし、ことばだけではなくて、具体的にそのことを明らかにしてもらわなければならないわけですね。

○宮崎(仁)政府委員 きょう午前中参考人の御意見でもございまして、そういう点がまさにわが国のいわゆる総合開発機構、新しいシンクタンクをつくる特色になるわけでございまして、アメリカの場合なんかはもと軍事研究等が中心になつてつくられたというように経緯もありますから、おっしゃるやうに、大体委託を受けたものは企業機密としてその委託者に渡していくというやうなことになるおそれがあると思ひますけれども、この機構については、第一条の目的からいまして、当然これはそういう広く一般に利用できるやうな項目に大体なるわけでございまして、したがって、御心配のやうなことにはならない、この私どもは考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 この研究開発を進める過程で特許権の關係が出てくるのではないかと私は思ひます。いわゆるその特許権との關係はどう取り扱つていくかとお考えになつてゐるのか。これは特許庁長官もお見えでございますし、経企庁と特許庁からそれぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○三宅政府委員 お答え申し上げます。もしこの機構の研究過程において特許あるいは実用新案の権利の設定になじむ案件が本機構から提出、出願された場合には、特許法一般の原則に従ひまして、一年半たてば全部その請求内容を早期公開する、こういうことになるわけでございます。

○喜多村説明員 研究開発の成果として特許にかかわりますものにつきましては、内部規程でもつてこれから定めるわけでございますけれども、一般の例といたしましてはそれは個人に属せしめな

いで、一般的には機構に属せしめるというのが通例でございます。そういうことでございまして。

○中村(重)委員 この特許の対象とならないソフトウェアの場合は、どういう取り扱いをなさるわけですか。

○宮崎(仁)政府委員 いわゆるソフトウェアについては、特に第一条の目的からいまして広く一般の公共的な目的に利用され得るやうな、そういう問題が大部分と思ひますので、これは公開をしていくというつもりでございます。

○中村(重)委員 長官は、いまの経企庁の考え方等についてはいかがですか。

○三宅政府委員 特許、実用新案の権利の設定に関する以外の問題、いまお話がございましたソフトウェアの問題は、特許行政からやはずれた問題でございますので、企画庁の御答弁どおりだと存じます。

○中村(重)委員 各省庁にはそれぞれの政策課題があるわけですね。また、セクシヨナリズムもある。そうなるべくと、各省庁に所属するところの研究機関の研究成果というものをこの機構で一元的に扱うことが可能かどうか、それについての考え方はいかがですか。

○宮崎(仁)政府委員 各省それぞれにあります研究機関というのは非常に膨大でございますし、また、たくさんさんの仕事をやっておりますので、この成果を全部この研究機構でもって統轄して何か調整するということとは考えておりません。

これはあくまでもこの目的に即しまして、そういう研究機関等から御協力をいただく、これは人を出向していただいたり、あるいは場合によつては業務の委託を受けていただくということになるかと思ひますけれども、そういう形でやつていくたい。民間のシンクタンクが現在二十ほどございまして、こういったものについての連絡、調整というやうな問題は、この機構でひとつ考えていってはどうだろうか、こういうふうな考えております。

○中村(重)委員 この機関の研究開発には当然テ

ーマの選定というものがなされなければならないと思うのですが、そのテーマの選定にあつた重点目標というものを立ててになりますか。

○宮崎(仁)政府委員 やはり機構の大きさにも限りがあるわけでございまして、当然幾何学的にいろいろ手がけるということではなくて、重点的にやつていくべきものを幾つか選ぶことになるのではないかと思つております。先ほど長官からちよつと申し上げましたやうなものの一つの候補としていま考えておる、こういうことでございまして。

○中村(重)委員 この問題は非常に重要な問題でございまして、大臣から方針を明確にしておいていただきたいと思います。この機構の研究開発には当然テーマの選定をしなければなりません。その場合に、いま局長のお答えでは、幾つかの目標を設定したいということを言つております。

そこで、一番解決を急がれるものは何かということになつてまいりますと、この政策課題としては、自然環境の保全であるとか、公害の防止であるとか、そうしたことをこのテーマの重点目標としてお立てになつて、設定をされて、これを推進をしていくというやうな考え方をもちかどうか。この際、その点を明らかにしておいていただきたいと思います。

○小坂国務大臣 確かに公害の問題、資源の問題、環境保全の問題は非常に重要な問題でございまして、当然そういうものは中心になると思ひます。さらに、価値観の変化ということも、非常に大きな最近の課題であると存じますので、その変化と対応策、あるいは余暇をこれからわれわれで持つていかなければならぬと思ひます。これを善用しなければならぬ。文明と余暇と教育の問題、そういうやうなものも課題になるかと考えております。

○中村(重)委員 私どもは、この法律案の審議にあつて、きょうの私の御答弁に対しても同様な感じを受けるわけでありまして、たいへんばく然としてゐるところがある。それは冒頭私の質問の中で申し上げたとおりでございますが、さらに

また、私どもが一番懸念をいたします軍事目的に間接的に利用されるという点等々から考えてみまして、本機構の運営について五年程度でもってひとつ見直す必要があるという考え方からそうした修正作業というものに取り組んでみたわけでありましたが、政府は、これに対してはいへん抵抗しておられる。見直しをするという事は、五年という年限を設けることは異論はないが、五年という年限を設けることは適当ではない、石油業法等の例をもつてこの五年間というところの見直しについての年限を明らかにすることについて反対をしておられるわけでありますが、なぜに五年間という年限を一つの目標として見直しをするという事に抵抗されるのか、その真意のほどが明らかではありません。申し上げましたように、こういう新しい機構というものは計画も五年計画で立てていって、いっしょにやりますから、その段階で出直す、成果について評価もし、反省する点も多々あるであろうというように私どもは考えるわけでありましたが、その点に対してのこの五年に抵抗しておられる真意を明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○宮崎(仁)政府委員 抵抗と申し上げますと、なんでもございですが、決してそういう意味ではございせん。私どももこういつた新しい機構をつくるわけでもございまして、御指摘のように、これからやってまいる過程でいろいろこれは試行錯誤的に動いてくるということもあると思ひますので、これをその途中の段階で再検討していくということでは当然必要なことである、こう思つておるわけでもございまして、何ぶんにも機構設置法でございまして、それを何年たつたら検討するということを書くというようなことはいかなるものであろうか。それはそういう御趣旨を十分体しまして、政府としては毎年もちろん検討していくわけでもございまして、そういう審議の過程における御趣旨がありますれば、当然それに即してこれを考えたい。この法案においてそういう規定を書き込むことは、機構の設置法という形からいまして

いかなるものであるかということ、年限というところを書くことは非常に異例に属しますので、そういうことはやらないで、そうして実問題としてやらせていただければどうか、こういうことをお願い申し上げておるような次第でございまして、御理解をお願いしたいと思います。

○中村(重)委員 大臣にお答えをいただきたいのですが、私どもも形式的な点から五年間といったようなことを言っているのではないわけでありまして、これは政府の計画が五年計画である。それに一つの構想を持っていられしやう。新しい総合研究開発機構の構想であるし、諸外国と異なっている点もある。はたしてその運営が、本委員会において私どもの質疑に政府がお答えになったとおり運営がなされていくのかどうかという点は、必ずしも見直してみなければならぬと、一つの区切りといたしましては、私は、その計画年度の五年程度が適当な区切りではないかというところから五年間というのを主張したわけでありまして、けれども、そのとおり実行されるならば、必ずしもそれにこだわるというわけではないのであります。私どもが五年間というのを限る限らないにかかわらず、政府は、この研究開発機構の重要性にかんがみて、当然何と申しますか、おさなりの方向に、政府の明らかにされた目標の方向に進んでこれが運営されるように当然見直しをしていく必要があるというように私どもは考えるわけでありまして、その点に対して大臣から明確にしておいていただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 この法律をつくるにつぎまして、これは新しい法律でございまして、しかも組織法でございまして、自民党の方々とよく御連絡いたしましてここに御提案申し上げておるわけでもございまして、その審議の過程でいろいろ御議論は承つておるわけでもございまして、そこで、先ほど石油業法の話が出ておりますが、これは石油の事業法でございまして、本組織法とは若干違つてございまして、法律につきましてはわれわれの考えを申し上げますと、われわれは、

もう法律になったから悪法でも法であるというふうな考え方は毛頭持たぬのでございまして、これは常にその事態に即してこれが適法であるかどうかということはよくレビューし、思い直し、見直しているつもりでございまして、これは基本方針でございまして、

そこで、この法律につきましても、いま中村委員から御指摘があり、また私どもも答えているようなそういう目的に沿つて運営されているかどうかというところは、これは毎年毎年考えていくべきものと考へておるのでございまして、そういう趣旨から申しますと、局長が申し上げたように、組織法の中に五年を限つてこれを見直してしまふのだということになりますと、いろいろの疑義もそこから出てくるわけでもございまして、こいねがわくは、そういうふうなことはわれわれとしてはお考え直しをお願いしたい。これが院の大勢であるというところならば、政府は本院のお考えに従わなければならぬが、先ほど抵抗という話がありましたが、抵抗ではなくて、われわれは、組織法を提案しておる趣旨からいたしましてさうな考え方と立つておるということも申し上げておる次第でございまして、何れも五年に限つて見直すわけではなくて、毎年毎年見直して、しかも、この新しい機構が時代の進歩に沿つて平和的に民主的に運営され、しかも一般の役に立つようになつておるかどうかというところは常に見直してまいる考えでございまして、

○中村(重)委員 いまのお答えは、当然絶えず成果を評価し、あるいは運営についての反省というものがなされなければならぬ、そしてこの機構というものが有効に働いていかなければならぬ、これは当然なんです。それは見直して初めてそうなるわけでありまして、くだいようでありますけれども、私どもが五年間というのを言ひましたのは、政府の五カ年計画というものが一つあるわけだから、それを区切りとして見直してみたらどうかということも言つておるわけでありまして、大臣から、ただいま提案の過程で自民党と話をしておられると

いうお答えがございしました。自民党と話をしておるから私どもがいま主張しているところの五年というものを受け入れる必要はないのだという考え方の上に立つて自民党ということをおっしゃつたわけですか。

それと疑義があるとおっしゃいましたが、疑義というものはどういふ点にあるのか。疑義があるようなことを私どもは無理押しをしようとは考へません。したがつて、聞きたいところはそこあたりであります。私どもも主張していることが設置法としての性格からいかなるものであるのか、実質的には指摘をされるように絶えず見直しをしていきますが、一つの五年計画でありまして、その段階では特にこれを見直して、よりよいものにしていくようにしたいというふうな——見直すということとは必ずしもこの法律を出し直すという意味ではありませんが、根本的にひとつ再検討を加えていく、そうして新たな体制の中で進んでいくといったような点も必要になつてまいりました。ともかく見直すという意味はいろいろあると思う。ですから、実質的に私どもが言つておるようなことが生かされるならば、その五年という数字を入れることにこだわるものではないということも私は先ほど申し上げたわけでありまして、それをあなたがわざわざ提案にあつて自民党と話し合ひをしてこうしてやったのだからということも言われると、それは多数党としてやったのだから何も応ずる必要はないのだというあなたのお考えの上にお立ちになるのですか。もちろんこの修正にあたりまして、自民党と一緒になつてきめなければこの修正というものはできるものではないわけでありまして、しかし、これに対して難色を示しておるのは、私は自民党よりも経済企画庁である、提案者であるというように見ているわけでありまして、私どもが五年間というのを言ひましたのは、私のお尋ねに対してひとつ明確にしておいていただきたい。

○小坂国務大臣 こういう審議でございまして、明確に御質問いただき、また、お答えするほうが

いいと私も考えておりまして申しておるわけでございまして、自民党というのは、何も多数でゴリ押しするとか、そういう意味で申しておるのではなくて、私どもの考えに賛成をしていただいて、そこでこの法案になって御提出を申し上げておるといふ経過を申し上げた次第でございまして、しかも、ただいまの御発言の中にあるように、絶えずよくこの法律が有効に機能しておるかどうかといふことを調べていくというつもりであるならば、また、そのことがこの中に書いておるような平和目的に沿い、民主的に運営され、しかも民生の安定に寄与しておるといふ方向で確かであるならば、自分のほうもあえて五年にこだわらないとおっしゃっていただきますれば、こいねがわくは、これは組織法でございますので、私は実は法律ははなはだ弱いのでございますけれども、専門家に聞きますると、組織法の中にそういうことを書くことはないので、こういう先例はないということまで言われるものでございますから、どうぞ先例を重要視させていただくことをお願いしたい、こういう気持ちでおる次第でございます。

○浦野委員長 次回は、来たる五日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十一分散会

昭和四十八年六月九日印刷

昭和四十八年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局